

環境回復検討会（第2回） 議事要旨

- 日時 : 平成 23 年 9 月 27 日（火） 18 : 00～20:30
- 場所 : 環境省第一会議室
- 出席委員 : 鈴木座長、稲垣委員、大迫委員、大塚委員、崎田委員、田中委員、中杉委員、新美委員、古田委員、森委員、森口委員
- 当省出席 : 細野大臣、南川事務次官、谷津官房長  
水・大気環境局 鷺坂局長、関水環境担当審議官  
廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長  
福島除染推進チーム 森谷チーム長  
自動車環境対策課 上河原課長、土壌環境課 牧谷課長、  
大気生活環境室 大村室長
- 他省出席 : 原子力被災者生活支援チーム 高島室長

※ 会議は非公開で行われ、冒頭の大臣挨拶は公開された。

議題

1. 開会

細野大臣から以下のとおり挨拶があった。

ご多忙のなかご出席に感謝。国の除染への期待が高まっており、福島の思いも、除染についての声も日に日に大きくなっている。本検討会では、来年1月の法の施行のための準備に加え、それを待つことなく現実の対応として前倒しで除染を行っていただけるようお知恵をお借りしたい。

今回ご議論いただく除染特別地域や重点調査地域の指定は法律の核となるものであり、除染が本格化した際には、核になる部分である。皆様の率直な意見を賜り、できるだけ早く結論を得たいと考えている。活発なご議論をお願いしたい。

2. 除染の在り方について

（地域指定関係）

ア 委員から、除染実施計画の策定区域の決定にあたって用いる「地域の平均的な空間線量率」に関し、当該趣旨を明確にしておくことが、制度の透明性確保のために重要であるとの指摘があった。

イ 委員から、汚染状況の調査測定に用いる機器については、認証を受けた機関が校正を行い、証明を与えたもののみを用いるべきであり、ラベリングを行うことなどを考えるべきとの指摘があった。

ウ 委員から、地域の指定と線量の関係についてクリアにして欲しい。また、除染等の措

置との関係で年間5ミリシーベルトを超えない地域についてどうするのか、バックグラウンド値は低いのではないか、高いところも考慮してもらえればとの意見があった。

エ 委員から、地域の指定に当たっては、小さなエリアとしても良いように思える。また、地域の平均的な線量率で判断しても良いのではないか、との意見があった。

オ 委員から、①線量の高いところはどうするのか、というセンシティブな問題がある、②グラウンドトゥルース（地上での測定）を大事にすべきであり、自治体も適正で正確な線量を測定している。調査をするところは広めにとるべきであり、航空機モニタリングのみに頼るのはいかがか。③国として市町村の計画作成に協力すると共に、その責任の一端を持つべきである、との意見があった。これに対し、環境省から、文部科学省による航空機モニタリングにより、ひとまずは区域の外形を迅速に定める必要があること、他方で、放射性物質汚染対処特措法においては、市町村からの要請に基づき指定を行うことが可能であるところ、個々の市町村による調査測定も区域指定において考慮する必要があると考えられること、またこれに基づき区域指定を追加していくこととなるのではないかと回答があった。

カ 委員から、除去土壌等の発生量や処理可能性を除染計画の策定前に考慮しなければ、計画を策定するのみで実際の除染が行われぬおそれがあるとの意見があった。また、優先順位をつけて除染を進めるべきとの意見があった。

キ 委員から、除染実施計画を定める際には住民の意見を反映する策定プロセスをとることとはできないか、との意見があった。

ク 委員から、長期的には年間1ミリシーベルトを目指すのは賛成であるが、当面の目標としては、年間5ミリシーベルト未満の地域は1ミリシーベルト未満を目指すとしても、年間20ミリシーベルト以上の地域は現実的に5ミリシーベルトとすることが望ましいこと、また、除染に加えて行動規制による個人の被ばく抑制を除染実施計画に含めるべきではないかとの意見があった。

ケ 委員から、市町村等の除染実施計画は内容に大きなばらつきができることが予想されるため、環境大臣の協議プロセスにおいてしっかり精査しないといけないとの意見があった。

コ 委員から、線量について、実効線量と1cm線量等量が混在しているため、数値の取扱いについては、正確かつ丁寧に書かれた方が良いとの意見があった。

サ 委員から、バックグラウンド値を足しても県境の数値が不連続になる。バックグラウンド値+0.19マイクロシーベルトで行くべきではないかとの意見があった。

シ 委員からの「市町村の計画策定に当たって専門家への意見を踏まえるのか」との質問に対し、環境省から、「除染に関する緊急実施基本方針」に基づく除染実施計画が策定されようとしているところであり、これにおいては専門家を派遣することとされていることから、これによる専門家の意見を基に策定されていくと考えられるとの回答があった。

ス 委員からの、「バックグラウンドの値である毎時0.04マイクロシーベルトは地域により差異があるのではないか」との質問に対し、環境省から、地域により差異があるのは意見のとおりであるが、仮に都道府県ごとに別々の値を用いた場合、かえって統一性が失われることとなることから、全国平均を基にしているとの回答があった。

セ 委員からの、「除染実施計画は、市町村が策定主体となるのではないか」との質問に対し、環境省から、法36条2項により除染実施計画において除染等の措置等の実施に関する方針を定めることとされており、これが市町村ごとにバラバラであると統一性を欠くことから、ある程度統一的に示さないといけないのではないかと回答があった。

ソ 委員からの、「市町村が策定する計画において排出された廃棄物は除染実施計画の中にも盛り込まれることとなるのか」との質問に対し、環境省から、例えば、市町村単位での仮置き場の確保の課題があり、この仮置き場の確保のことも含め計画に盛り込んでいただく必要があるところ、実際には廃棄物の処理のことも含めて計画の策定をしていただくよう指導を行っていく考え方であるとの回答があった。

タ 委員から、放射線から防護するという観点が一番重要と考えるので、一番上に記載すべきではないか、との意見があった。

チ 委員から、自治体等における実際の運用を考えると、例えばガイドラインなどにおいて基準の詳細な考え方を示す必要があるのではないかと意見があった。

ツ 委員から、収集・運搬の基準について、「人への影響」とは、一般公衆のことを指しているのか、あるいは作業者のことを指しているのかとの質問があった。また、除染の実施に当たっては、合理的なコストを示さなければモラルハザードが起こるのではないかと意見があった。さらには、保管の定義について、その時間的・規模的イメージを具体化する必要があるのではないかと意見があった。

テ 委員から、土壌の耕起や被覆は除染等の措置として排除すべきものではないが、周辺住民等の安全性をしっかりと説明すべきとの意見があった。

ト 委員から、基準に関しては住民の方々にわかりやすく、きめ細やかに情報を提供していくべきとの意見があった。

ナ 委員から、除染効果の住民等への見える化を進めるべき、収集・運搬の基準は地元企

業への委託を排除するような不必要に厳格なものとならないよう留意すべき、除染・収集・運搬に従事する者の被ばく管理に配慮すべきとの意見があった。

ニ 委員から、農地の除染について耕起や反転を認めるなら、濃度上限を設定するなどの実施方法をガイドライン等で定めるべき、仮置き場での保管は長期化が見込まれるため、地下水浸透を防ぐためにベントナイトを用いるべきとの意見があった。

ヌ 委員より、重点地域とは何のために定めるのか。年間1から5ミリシーベルトの間はスポット除染といているが、側溝などは放射線が減衰しにくいという事情もあり、設定の理由を丁寧に説明すべきとの指摘があった。

ネ 委員より計画が早期にできればよいが、現実には限界がある。しかし、どう我々が行っていることをしっかりと示して行けるかが重要。今後モニタリングを環境省が行ってもよいのではとの意見があった。

ノ 委員からの、「収集・運搬の基準について、「人への影響」とは、一般公衆のことを指しているのか、あるいは作業者のことを指しているのか」との質問に対し、環境省から、作業者のことについては、労働者の視点があることから、厚生労働省に相談したいとの回答があった。

ハ 委員からの、「合理的なコストを示さなければモラルハザードが起こるのではないか」との意見に対し、コストについては、今後国が除染の措置に係る発注を行っていくところ、この段階で明らかにしていく課題と考えられるのではないかと回答があった。

ヒ 環境省から、除染等の措置に伴って生じる土壌等の量の推定は第1回の検討会において廃棄土壌の量の試算がないと議論が進まないとの意見があったため出した試算であり、除染の方法が決まってくれば試算は適宜変わるものであるとの発言があった。

フ 委員から、提出資料について説明があった。

資料1	「環境回復検討会」委員名簿
資料2	「環境回復検討会」設置要綱
資料3	環境回復検討会第1回 議事要旨
資料4	放射性物質汚染対処特措法の省令規定事項等（除染関係）と資料との対応関係
資料5	除染特別地域・汚染重点調査地域の指定要件等の要素（案）
資料6	収集・運搬の基準の要素（案）
資料7	除去等の措置等に伴って生じる土壌等の量の推定について
森口委員提出資料	空間線量別・土地利用別面積の推計結果